

第62号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

2 事故の概要

平成24年11月12日、芦屋市高浜町6番1号地先の中央緑道人道橋の下部通路を歩行中の相手方が、溝蓋がない側溝に左足が落ち、左足、右足首及び右手指を負傷したものの。

3 損害賠償額 金1,688,775円

参 照

損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

平成24年11月12日、芦屋市高浜町6番1号地先の中央緑道人道橋の下部通路を歩行中の相手方が、溝蓋がない側溝に左足が落ち、左足の打撲、右足首の骨折及び右手指2本の創傷を負ったもの。

2 損害賠償額 金1,688,775円

内訳

(1) 入通院費等	金201,075円
(2) 休業損害	金530,100円
(3) 慰謝料	金957,600円

3 損害賠償金の補填

損害賠償金は、全額が保険会社から補填される。